あなたの健康を支える 国民健康保険

保険税は重要な財源です

国民健康保険税（以下「保険税」）は、国保の収入の約3割を占めており、国保制度を支える大切な財源です。また、支出のほとんどは皆さんの医療費の支払いにあてられています。

保険税は納期内に納めましょう

国保に加入している方は、給付を受ける「権利」と同時に、保険税を納める「義務」があります。保険税は必ず納期内に納めましょう。

特別な理由もなく保険税を滞納し、納付状況が改善されない場合は、財産差し押さえなどの滞納処分が執行される場合があります。納付が困難になった場合などは、町民税務課または歌津総合支所町民福祉課で、必ず納税相談を受けてください。

届け出には個人番号（マイナンバー）が必要です

平成28年1月から、届出・申請書類に個人番号（マイナンバー）の記入が義務化されました。申請の際は、本人（被保険者）・届出者の個人番号カード、または通知カードと本人（届出者）の身元確認ができる書類（顔写真付きの身分証明書【例】運転免許証、パスポート）をお持ちください。

国保の資格取得（喪失）届はお済みですか？

就職して、社会保険に加入した方、会社を辞めて社会保険を喪失した方などは国保の異動届が必要です。

◆対象者

・他の市町村から転入した方で、職場の健康保険などに加入していない方
・職場の健康保険をやめた方
・子どもが生まれた方
・生活保護を受けなくなった方など

◆手続きに必要なもの

○社会保険から国保加入の方

・資格喪失連絡票
・印鑑
・個人番号カードまたは通知カードと本人確認ができるもの

届け出を忘れていると次のことが発生します。

国保の資格がないのに国民健康保険証を使って医療機関等を受診してしまった…。

町へ医療費の返還をしていただきます。

これは、本来社会保険等で負担すべき医療給付費分（7～9割）を国保が医療機関等へ支払ったため、加入されていた方から町へ返還していただくものです。

間違って国民健康保険証を使わないために…

社会保険等加入後で保険証交付前に受診される場合は、必ず病院等に相談のうえ、勤務先の健康保険担当などで被保険者の証明書等の交付を受けて受診するなどしてください。

なお、現在の加入状況を詳しく知りたい方は担当まで問い合わせください。

㊥保険証の手続き

【親元を離れる学生に㊥保険証を交付します】

他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元の国保に加入することができます。

この場合は、申請により㊥保険証が交付されます。

◆手続きに必要なもの

・国保の保険証
・印鑑
・在学証明書
・個人番号カードまたは通知カードと本人確認ができるもの

※転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

【㊥保険証の有効期限は3月末日です】

昨年10月以降に交付した㊥保険証の有効期限は3月31日となっています。4月1日以降も在学する方は、更新手続きが必要です。

【卒業した場合には】

卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元での国保資格を喪失し、住所地の国保の資格を取得することになります。就職して社会保険などに加入した方も国保の資格を喪失します。

また、卒業後に転入し、引き続き国保の場合は㊥保険証から一般の保険証に資格が変わります。

いずれの場合でも、町での異動手続きが必要です。

◆手続きに必要なもの

・国保㊥保険証
・印鑑
・社会保険等に加入した場合はその保険証
・個人番号カードまたは通知カードと本人確認ができるもの

70歳になられる方へ

【高齢受給者証が交付されます】

70歳の誕生日を迎えられた方には、翌月（1日生まれの人はその月）から使用する高齢受給者証が交付されます。高齢受給者証は医療機関受診の際に保険証と一緒に提示することにより2割負担となります。

※ただし、現役並み所得者は3割のまま変更ありません。

【限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について】

国民健康保険加入者で、入院等による医療費の支払いが高額となる場合、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関へ提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、一時的な医療費負担が軽減されます。

限度額認定証の交付については、申請された月の初日からの該当となりますので、入院等で医療費負担が高額となる際には、早めの手続きをお願いします。

国民健康保険が使えないとき

・次のような場合は国保（保険証）を使うことができませんので、注意しましょう。

①病気とみなされないとき

健康診断、人間ドック、予防接種、歯列矯正、美容整形、正常な妊娠・出産等

②ほかの保険が使えるとき

仕事上の病気やケガ（労災保険の対象）

※故意の事故や犯罪、けんかや泥酔などの不行跡による病気やケガの場合には保険給付が制限されることがあります。

交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合も国保で治療を受けられます。なお、示談の前に必ず国保に連絡をして、「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。

◆手続きに必要なもの

・事故証明書、保険証、印鑑、個人番号カードまたは通知カードと本人確認ができるもの

特定健診を受けましょう

40歳～74歳の被保険者の方々を対象に特定健診を毎年実施しています。通院中の方も、受診の対象です。集団健診や個別健診を実施していますので、健康管理のためにぜひ受診してください。

国民健康保険に関する問い合わせは

町民税務課
医療給付係
☎46-1373

歌津総合支所

町民福祉課
☎36-3921

東日本大震災にかかる国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険一部負担金免除終了のお知らせ

東日本大震災にかかる一部負担金免除については、平成28年3月31日をもって終了しました。平成28年4月1日以降に医療機関で受診した際は、従来どおり医療機関窓口での支払いが発生します。また、介護サービスを利用した際も同様に自己負担分について事業所にお支払いいただくことになりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

後期高齢者医療保険に関する問い合わせは

町民税務課医療給付係
☎46-1373

介護保険関する問い合わせは

保健福祉課高齢者福祉係
☎46-3041